

## 令和3年度公正取引委員会政策評価委員会議事録

1. 日時 令和3年6月28日（月）10：02～11：59

2. 方法 オンライン

3. 出席者

【政策評価委員】（五十音順）

池谷 修一 公認会計士

小林 庸平 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
政策研究事業本部 経済政策部 主任研究員

多田 英明 東洋大学法学部教授

中村 豪 東京経済大学経済学部教授

南島 和久 新潟大学法学部教授

【事務総局】

藤本官房政策立案総括審議官，菱沼官房参事官，高居相談指導室長，

田中取引企画課長，栗谷取引調査室長，稲熊国際課長，

植田官房総務課課長補佐，金沢官房総務課政策評価係長

4. 議題 令和3年度政策評価について

独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導

取引慣行等の実態把握・改善のための提言

海外の競争当局等との連携の推進

5. 配布資料（資料の掲載は省略）

資料1-1 標準様式

1-2 実績評価書（案） 担当課：取引企画課，相談指導室

資料2-1 標準様式

2-2 実績評価書（案） 担当課：取引調査室

資料3-1 標準様式

3-2 実績評価書（案） 担当課：国際課

6. 議事録

【菱沼官房参事官】ただいまから，令和3年度公正取引委員会政策評価委員会を開催

させていただきます。本日司会進行を務めます官房参事官の菱沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方には御多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、今回、令和3年度公正取引委員会政策評価委員会は、初めてのオンライン会議でございます。初めに注意事項を幾つか説明させていただきます。まず1点、御発言する際を除きましてマイクは原則ミュートにさせていただければと思います。御発言される際には御自身でマイクをオンにさせていただければと思います。

2点目、政策評価委員の皆様におかれましては、現在皆様、カメラの方はオンにしていらっしゃると思います。こちらは自由にさせていただきます。通信環境により、画像が乱れるといった場合には、カメラをオフにさせていただいても構いません。

それから3点目、本日、傍聴の方がおられます。傍聴の方におかれましてはカメラ及びマイクはオフのままに、今のままにさせていただければと思います。それから4点目、途中、通信が途切れてしまった場合は、お手数ですが再度お送りしておりますURLからアクセスしていただければと思います。万が一、それでもつながらない場合には念のため、こちらの電話番号を申し上げておきます。03-3581-5480であります。こちらまで御連絡いただければと思います。

このほか、質問などありましたら、適宜御発言いただくか、主催者宛てにチャットをお送りいただければと思います。

それでは、政策評価委員会の開催に先立ちまして、官房政策立案総括審議官の藤本から御挨拶がございます。

**【藤本官房政策立案総括審議官】** 政策立案総括審議官の藤本でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年度の公正取引委員会政策評価委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は三つの施策について、実績評価の方式により評価書案を作成させていただいております。いずれの施策におきましても、令和3年度の実施計画の策定の際に皆様方から頂いた意見を踏まえまして、指標の見直しなどを実施したところでございます。

政策評価では、各行政機関がその所掌に係る政策について適時にその政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を政策に適切に反映させなければならないとされております。

当委員会では、今後とも政策評価制度の趣旨をしっかりと踏まえまして、同制度を的確に実施していくとともに、政策評価方法等の改善にも取り組んでまいりたいと考えております。

本日は委員の皆様方から、幅広い見地から忌憚のない御意見を頂き、公正取引委員会における政策評価の客観的、かつ厳正な実施を確実なものにしていきたいと考えております。本日は何とぞよろしくお願いいたします。

【菱沼官房参事官】今年度、政策評価の対象となっております施策は、一つ目、取引企画課及び相談指導室が担当している「独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導」、二つ目、取引調査室が担当している「取引慣行等の実態把握・改善のための提言」、三つ目、国際課が担当している「海外の競争当局等との連携の推進」でございます。

各施策の議事にこれから入りますが、その前に私から1点、各施策の測定指標となっている令和2年度のホームページへのアクセス件数につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

画面の共有をさせていただきます。

公正取引委員会の施策の中で、ホームページへのアクセス件数を測定指標としているものが幾つかございます。そして、この表は、集計対象となっているものがPDFファイルか、あるいはHTMLページかということを一覧にいたしまして、最近5年度分のアクセス数の推移を並べたものでございます。黄色の網掛けをしている部分を著しい減少として見ております。

例えば、企業結合課が毎年6月頃に公表している事例集のアクセス件数についてですが、こちらへのアクセス件数が前年度、令和元年度比で約半減しております。また、今日議題にしております相談指導室の相談事例集についても例年6月の公表でございますが、こちらのアクセス件数もPDFのファイルということで、前年度比で約4分の1に減少しております。

この原因ということで、次の画面を御覧いただきたいんですけども、CDN（コンテンツデリバリーネットワーク）を導入しているという点が挙げられます。このCDNと申しますのは、こちらの右側の導入後というイメージ図を御覧いただければと思いますが、インターネット上に中間サーバー、キャッシュサーバーと呼ばれるサーバーを分散配置いたしまして、エンドユーザーに一番近い経路にある中間サーバーか

ら画像、動画等のウェブコンテンツを配信する仕組みのことです。

公正取引委員会では、今から4年前、平成29年に、ホームページのサーバーとは別のサーバーでありますけれども、そのサーバーに使用されているソフトウェアの脆弱性をつかれまして、外部から不正に操作され、不正プログラムの実行による不正なメール送信が行われていたという、いわゆる踏み台とされていた事実が判明いたしました。同種の攻撃からホームページのオリジナルサーバーを守るために導入し得る最善の防御策であり、不可欠との観点から、このCDNの導入を進めたものでございます。

このCDNの導入までは左側のように公正取引委員会のオリジナルサーバーに利用者が直接接続する仕組みとなっていました。そして、オリジナルサーバー上で公正取引委員会ホームページにアクセスした利用者の数をそのまま集計していました。このカウントを行うためのアクセスログ解析ソフトは公正取引委員会が保有しているオリジナルサーバーのみに導入されています。一方、CDNの導入後は右側のように利用者は中間サーバー経由でアクセスすることとなりました。

ということで、次のページでございます。CDNを導入したことにより、複数の人が一定期間内に同一の中間サーバーを経由して特定の公正取引委員会ホームページ上のHTMLページあるいはPDFファイルにアクセスした場合に1回分としてカウントされることになりました。そのために従来カウントできていた件数がカウントされなくなっております。例えばこの図の中にある例で申し上げます、以前、左側は「8」としてカウントされていたアクセス数が、この右側のCDNを導入した、令和2年1月以降は「4」としてカウントされることを示しております。

ホームページのアクセス数の測定指標に関しましては以上のような事情がある点を踏まえまして、本日は御審議をいただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

それでは、続きまして、初めに「独占禁止法ガイドラインの普及啓発及び事業活動の相談・指導」につきまして、担当課室からの説明をいたします。

〔資料1-1 標準様式「独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導」及び資料1-2 実績評価資料（案）「独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導」を説明〕

【菱沼官房参事官】説明ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして政策評価委員の方から御質問、あるいはコメントがございましたらお願いしたい

と思います。発言を希望される委員の方におかれましては、挙手ボタンを押していただければ、私から指名させていただきます。そして、指名された方は、御自分でマイクをオンにして御発言いただくようお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

では、南島委員、お願いいたします。

【南島委員】南島でございます。御説明ありがとうございました。評価書の方は非常に分かりやすく、すっきりと説明していただいていると思っております。なお、ということで申し上げたいと思いますけれども、幾つか、工夫の余地があると思う点を申し上げます。

まず、冒頭、御説明があったホームページの留意事項については、ホームページへのアクセス件数も書いてあって、過去との比較もされていますので、短い文章で結構ですけれども、何か定型文のような形で、事情が変わったという説明はあった方がより分かりやすいと思えました。

二つ目に、コロナの影響でございますけれども、6ページの注記に書いていただいておりますが、これは余り有効性には関係しないとも思いますけれども、影響する場合には本文に書いた方がいいのかなと思えました。有効性の関係でいいますと、もう一つ、動画をホームページに上げていただいております。正直、分かりやすいものと、分かりにくいものがあるかと思っておりますけれども、全体的に教材として活用できる立派なものが上げられているかなと思っております。公正取引委員会の活動において、そういうものを活用するということになりますと、講習会に代替させることができる部分もあるのかなと思いつながら説明を伺っておりました。

更に二つ申し上げます。満足度についてです。90%以上ということで非常に立派な成績であると思っております。これは論点として申し上げたいと思っておりますが、満足度の目標値をどんどん高くしていくというのも一つの方法かと思っておりますけれども、ある程度の満足度があればいいという理解の仕方もあり得るのかなと思っております。要するに、例えば8割方御理解いただければ十分であるという、そういう目標の持ち方もあるのかなと思いつながら見ておりました。余り高い目標を掲げても限度があると考えております。

最後に、未然防止について何か、もし補足していただけることがあれば、これは質問ですけれども、お願いしたいと思います。

以上です。

【高居相談指導室長】ありがとうございました。

私の方から幾つかお答えできる箇所はお答えしたいと思います。幾つか御指摘いただきましたけれども、動画については、御指摘のとおりホームページに掲載しております。これを能動的といいますか、関心を持った方にアクセスして見ていただくというものでございますけれども、例えば我々の行っている講習会の中でも基礎的なものを知りたいという方やその業界に特化した話を聞きたいという方など、様々な方がいらっしゃいますので、動画でも十分足りるような場合は、動画を積極的に活用したいと思います。例えば、商工会議所等とも相談して動画を使っていきつつ、よりカスタムメイドな説明を求められるものについては対面で行うであるとか、あるいはその中間的なものについては、より詳しい説明をした動画を活用するとかいろいろなやり方があると思います。今後、どんどんオンラインというものが進んでいくと思いますので、御指摘を踏まえて、動画というものをいかに効率的に有効的に活用していくかというところを考えていきたいと思っております。

それから、未然防止のところにつきましては、ある意味、この取組全体が未然防止というところもございまして、どのような点に特に御関心があるのか、もう一度、お伺いして御回答したいと思います。

ちょっと1点飛ばしましたけれども、理解度のところは確かに御指摘のとおりだと思います。80%より90%、90%より100%というよりは、少なくとも基本的なところを理解してもらって、非常に個別の具体的な相談への対応は個々の相談で行いますので、講習会のような普及・啓発の場面ではむしろ7、8割、あるいは6割でも構わないと思っておりますけれども、そうした理解というものをより多くの人にさせていただくということが重要であると思っておりますので、満足度をより高めるというよりは、一定の満足度の方を増やしていくと、そういう視点が重要かなと思っておりました。ありがとうございます。

【南島委員】ありがとうございました。

1点だけ、未然防止については補足があればということ、お伺いしました。ほかの先生方からもコメントがあると思っておりますので、私はここまでにさせていただきます。ありがとうございます。

【菱沼官房参事官】では、続いて手が挙がっています小林委員からお願いします。

【小林委員】三菱UFJリサーチ&コンサルティングの小林です。御説明いただいて、どうもありがとうございました。

今の南島先生の御指摘とも少し重複するところではあるのですが、もし、データを取っているのであれば、オンラインと対面でどんなような差が出ているのかとか、どっちにどれぐらい利点や弱みがあるのかといったものについて、せっかくデータがあるなら、分析をしていくといいのではないかと思います。

先ほど室長からも御説明があったように、強みをそれぞれ補完していくとよいのではないかと考えています。例えば、事前に動画を見ていただいた上でより細かい内容は対面でのディスカッションや質疑応答で補完していく形になれば、コストも下げながら有効性や効率性を上げていくということになるのかなと思いました。データを取っているのであれば、是非その辺を分析できればいいのではないかと思います。

また、動画がホームページに上がっているということで、これは事実上コストゼロだと思います。つまり、動画を置いておくだけで、視聴者に見ていただくだけのコストで、公正取引委員会としては改めて時間をかける必要は無いと思います。そこで、例えばeラーニングみたいな形で満足度とか理解度とかを取る余地があるのであれば、良い動画と悪い動画の差を分析しても面白いのかなと思いました。この辺は手間暇の問題かなと思いますけれども、オンラインであれば、いろいろなデータが取りやすいという面もあると思うので、若しくは既に取れているデータがあるのかなと思いますので、上手に良さ悪さを組み合わせながらやっていけるといいのかなと考えています。その辺、もし何か既に分析されているもの、既にオンラインの研修で取っているアンケートと、過去の対面で取ったアンケートの差みたいなものが、もし分かるものがあれば、是非教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

【高居相談指導室長】ありがとうございました。動画についていろいろ組合せを行うであるとか、eラーニングというようなアイデアを頂きまして、ちょっとeラーニングとなると、動画を見た人がどれぐらいそこまでついてきてくれるかというような問題もあろうかと思いますので、検討させていただきたいと思います。

講習会の理解度について、オンラインの場合と対面の場合の差でございますけれども、数字は、この後、調べれば取れると思いますので、後ほど何らかの形で共有させていただこうと思います。

【小林委員】ありがとうございます。

【菱沼官房参事官】ほかの委員の方、御意見、コメントありますでしょうか。

多田委員、お願いいたします。

【多田委員】東洋大学の多田でございます。

私の方からは、コメントというよりも、御説明あるいは資料を拝見しての感想を述べさせていただきます。御説明いただいた相談事例集については大学の講義でも非常に重宝しています。毎年十数件の事例を公表しておられますので、年々事例が増えていっています。相談事例集のウェブサイトを見ますと、検索機能として「ジャンル別の検索」があり、これは非常に使いやすいと思っています。データベースである以上、事例がどんどん増えていくわけですが、増えていく事例をどのように分類するかということが重要だと思います。この点、使いやすい検索機能が備わっており、非常に有用なデータベースだとお見受けしています。

以上です。

【菱沼官房参事官】ありがとうございます。

それから、ほかの委員の方、まだおっしゃっていないという方。では挙手がありましたので中村委員、お願いいたします。

【中村委員】私の方のコメントというか、若干質問も入っておりますけれども、まず、特に講習会のオンラインと対面のベストミックスをどうするかという小林さんの御指摘については、私も全く同じことを思っており、社会的に多分全員がそれを探しているところだと思いますので、公正取引委員会としても何をオンラインに持っていく方が良くて、何を対面でやる必要があるのかというところの仕訳は非常に重要だなと思っております。

それからもう一点、講習会の満足度になりますけれども、数値が非常に高いので余り無いのかもしれませんが、御納得いただけなかった場合があるというときに、少し意味合いが違うものが、もしかしたら混ざっているかなと思うところがあります。一つは、講師の説明がクリアでなかった場合というのがあると思います。これは、もう少しクリアに説明することを工夫しようということになると思います。もう一方で、そもそもこのガイドラインとかの考え方に違和感があるという場合もあり得るのかなと思いました。競争政策として、そういうところじゃなくて、もっとこういうふうに考えた方がいいのではないかと個人的に思う、みたいな場合です。そういうことも、ひょっとするとあるのかもしれないと思いました。その場合は、説明を分かりやすくするというとは違う形の対応が必要だと思います。そういう方に納得いただくというのが、多分こういう講習会の一番効果が出るところでもあるのかなと思います。



もしも、「あまり深まらなかった」とか「全く深まらなかった」という回答をした方が、どういう点がいまいち納得いかなかったのかということ、もしアンケート等で拾えているのだとすると、どういう意味で納得していないのかや、もう少し公正取引委員会として世間にこういうことをアピールしなければいけなかったなということが見つかる可能性もあると思います。アンケートについては、そういう使い方もできるのかなと思いました。既に何かあるのであれば、どういう事情になっているのかということをお紹介いただければと思います。

私からは以上2点になります。1点はもう既にお答えいただいたと思うので、2点目をお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

【高居相談指導室長】ありがとうございました。確かに御指摘のとおり、少ないながらも理解が深まらなかったというアンケート結果が出ております。私も全部見たわけではありませんが、基本的にマークシート式で丸を付けてくれている回答がほとんどでして、その「よくわからなかった」というところに丸を付けつつ、具体的にここがわからなかったとか、ここが何かおかしいと思ったというところまで書いてくれるものはほとんどなかったと記憶しております。ただ、御指摘のとおり、そういった満足度の低い人において何が低かったのかというところを知ることは非常に重要だと思いますので、今後アンケートを取る際に、よくわからなかった場合に、できるだけ自由回答欄にそこを書いてもらうように促すことで、今後の改善点が拾えるようにしたいと思います。

【菱沼官房参事官】ほか、よろしいでしょうか。

【池谷委員】池谷です。

まず、2ページのところで、先ほど、事業者等からの相談について、7日以内に回答しているという御説明がありました。これは非常に効果測定上も大きな意味のあるところだと思いますので、表1の後ろに表2として、表で表現していただけると、後で「あれ、数字が出ていたんだけど、どこだったんだっけ」と探してみたら、表がなかったので、表で見せていただくとより効果的なのかなと思います。

それから、4ページ目の「8件はオンライン」という記載がありますが、これは事業者等向けと経営指導員向け、それぞれに分かれて8件ということなんでしょうか。多分、来年度以降はオンラインで何かやっていて、対面でも何かやっているという状況になってくると思いますので、記載を工夫いただけると有り難いかなと思いました。

それに関連しまして、6ページ目で、一番下の行のところで「オンラインでの講習会等の開催に係るシステム等が整備されたことなどにより、20件超となっている」という記載がありますが、オンラインで講習会を開催できるように、システムを整備したというのは何月頃のことを言っているのでしょうか。過去の数字をみると、1年間で24件あったようですが、3月ぐらいからコロナが始まっているので、そのインパクトがどの程度あって、オンラインでの講習会を始められるようになったのはいつ頃からなのか、来年度以降の数値との比較のために、一言何か頂けると有り難いかなと思います。

最後に1点教えていただきたいのですが、7ページでイの一番下のパラグラフのところで「独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発」というところで、「令和2年度の講習会等については、講師となる公正取引委員会の職員もオンラインで参加するほか、特定の事業者向けの講習会にも対応した」とあるんですが、これは何か特別なことをやったということをおっしゃっていると思うんですが、何が特別なのかというのがいまいまいち伝わってこないのので、ここの意図しているところを御説明いただけると有り難いかなと思います。よろしくお願いします。

【高居相談指導室長】ありがとうございます。

処理期間を表にすることであるとかオンラインの内訳といったところは評価書を修正するようにしたいと思います。それから、オンラインシステムの整備の時期でございますけれども、私自身把握していないので、ほかの方でもし分かる方がいらっしゃれば、ちょっと補足していただければと思います。

最後7ページの、講師となる職員がオンラインで参加するほか、録画した動画を何度でも視聴可能となるようにしたという記載についての御質問でございますが、これは単純に1回限りのオンライン講習会において、そのときに出席できなかった人に、後日、動画で視聴してもらったということでございます。例えば、ある事業者団体の講習会で、その日のオンライン講習会には参加できなかったけれども、2週間、その動画を見ることができるようしておくことで、その日に出席できなかった人も見ることができたと、その違いでございます。

【池谷委員】承知しました。そういうことであれば、今、御説明いただいたような形で記載していただいた方がよいと思います。多分そういう意味ではないかと思いましたが、今の記載では、公正取引委員会の方が努力してこういう形でやっていま

すというのが伝わりにくいなと感じました。

【高居相談指導室長】分かりました。ありがとうございます。

システム構築のタイミングについて、どなたか、もし承知している方がいらっしゃれば補足をお願いしたいと思います。

【田中取引企画課長】こちらでも、すぐに確定的な回答をするのは難しいので、後ほど回答させていただければと思います。

【池谷委員】ありがとうございました。

先ほど小林委員が述べた件に関連してなんですけれども、7ページに、「講習会等に職員を参加させる事業者等は、独占禁止法に関するコンプライアンスに今後又は継続して取り組もうとしている」という記載があります。毎回、継続的に、専門的に担当者としてやっている人たちがいるということですのでけれども、こういった事業者等については、アンケートに答えていただいたら修了書を発行するといったような、オンラインセミナーみたいなものを今後検討して、工夫すると、そこからのフィードバックとして有効なものが手に入るのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。

【高居相談指導室長】ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】ホームページのアクセス数の件について、一番初めに南島委員から、定型文のような形で補足の御説明があった方が望ましいという御指摘を頂きました。これは相談指導室に限らず、各課室に共通することですので、事務局から申し上げます。事務局として考えておりましたのは令和2年1月以降に一部カウントできない件数があるという旨を、この実績評価書あるいは事前分析表、脚注など、記載する場所は考えますが、脚注等において言及することとしたいと考えておりました。このような形で対応させていただければと思います。

では、本日の最初のテーマであります「独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導」についてはこれで終了とさせていただきます。担当者の方、入れ替わります。少々お待ちください。

お待たせいたしました。それでは、続きまして、「取引慣行等の実態把握・改善のための提言」について担当課室であります取引調査室より説明いたします。

〔資料2-1 標準様式「取引慣行等の実態把握・改善のための提言」及び資料2-2

実績評価資料（案）「取引慣行等の実態把握・改善のための提言」を説明]

【菱沼官房参事官】それでは、ただいまの説明に関しまして政策評価委員の方から御質問、コメントございましたら、お願いしたいと思います。

まず池谷委員、手を挙げていらっしゃると思いますので、お願いできますでしょうか。

【池谷委員】アクセス件数のところで1点お伺いしたいことがあります。先ほどの御説明だと、他の課室のアクセス件数は、今年は減少していたのですが、取引調査室のアクセス件数が1.5倍ぐらいに上がっているのは、何かシステムの違うからということでしょうか。それとも、システム的な支障を超えて、これが圧倒的に多いという意味でしょうか。

【栗谷取引調査室長】ありがとうございます。

システム的には同じだと思います。また、計測方法も同じです。令和2年度におきましては「スタートアップの取引慣行に関する実態調査」というのを行っておりまして、こちらにつきましては政府の成長戦略等にも取り上げられたこともあって注目度が高く、報告書に対するアクセス件数が非常に多かったということで、全体として前年度に比べて1.5割増ということになっております。

【池谷委員】前年度と同様の集計ができていれば、もっと圧倒的に多いということですか。

【栗谷取引調査室長】この報告書に関しては、そうであったということでもあります。

【池谷委員】それはすばらしいですね。分かりました。ありがとうございます。

【菱沼官房参事官】続いて南島委員、お願いいたします。

【南島委員】御説明ありがとうございました。公正取引委員会として、この調査は非常に大事なものであると思っております。

今、御説明いただいた表2のところですが、ガソリンの調査について、実績値が過去に比べて大分低い値になっているところがちょっと気になっております。例えば、ガソリンの件の報告書については中身を拝見しておりますけれども、これまでの長年の蓄積があってということだと思いたしますが、手際よく非常に重要なことをきちっと整理していて、とてもいい報告書だと思っております。

質問は以下の点です。5ページのところになりますけれども、関係者に概要書を送付していると記載されていますけれども、これは、どの範囲で配布しているのでしょうか。もう少し意図を申し上げますと、報告書は元売から卸売、小売に至るまで、皆

さんに読んでいただいて、共通認識を高く持っていただく必要があるものだろうと思っています。また、公正取引委員会の方針についても御理解いただくべきものだと思います。そして、それがちゃんと届いているのかどうかというところが有効性としては大事なのではないかと考えています。

他方で、ウェブサイトに掲載して見られるようにしていただいているということは、これはこれで重要なことだと思います。

どれくらい実際に届いているのかというところが気になりましたので、ここを質問させていただきました。

以上です。

【栗谷取引調査室長】ありがとうございます。報告書の送付対象でございますけれども、主に調査対象者を送付対象にしております。当委員会の実態調査というのは、端的に言うと被害者側から、その取引で不利益が発生していないかどうかを中心にお尋ねしております。ただ、行為者側についてもお話を伺うことがありますので、こういったところにも報告書を送付しております。

実態については、事業者が一番よく御存じだと思いますので、一番読んでいただきたいのは、独禁法上の考え方です。報告書において、日頃起こっている普通の行為であっても、見方によっては独禁法上問題になりますよという考え方を示しておりますので、行為者側には、そういうリスクがあるということをしっかり認識いただきたいと思っています。被害者側には、自分たちの交渉ツールとか防御に、是非、報告書を利用していただきたいと思っています。そういう趣旨で、調査対象者に報告書を送っております。実際に到達したかどうかというところについては確認しておりませんが、郵送とかメールとか様々な方法によりまして、送付を差し上げているところでございます。

冒頭、南島委員からガソリンのフォローアップ調査のアクセス件数について、若干の懸念をお示しいただきましたが、こちらのフォローアップ調査は平成28年度に公表しておりますので、この年のアクセス件数については5,000件を超えておりますので、それなりに影響があったのかなと思っています。時間が経つにつれ、この件数が減ってきているということではありますが、報告書公表の当初はそれなりのアクセス件数があったと認識してございます。

【南島委員】ありがとうございます。アクセス件数については理解いたしました。

対象者についてという部分ですが、後はコメントになりますけれども、ガソリン業界のことだけを取り上げて申し訳ないのですが、事例としてということで申し上げたいと思います。ガソリン業界は御存じのとおり商慣行としてかなり定着している部分がございますし、戦前の6者協定から始まる長年の商慣行の中で作られた業界秩序の中で動いているので、やっぱり業界全体として公正取引委員会の方針というのはよく承知していただく必要があるなという問題意識を持っております。

そうすると、どこまでこの報告書が浸透しているか、届いているかというところはやはり有効性に関わるのではないかと思いました。

以上です。

【菱沼官房参事官】続いて、小林委員からお願いいたします。

【小林委員】御説明いただきましてありがとうございます。

とても分かりやすくて意義のある事業だなと思いました。ホームページのアクセス件数が関心や予見可能性の一つの指標になってくると理解しましたけれども、一つだけ私が理解できなかったのが、やはり一番重要なのは必要なテーマをきちんと取り上げて、つまり、予見可能性が低くて問題が発生している分野を取り上げてきちんと調査していくということが大事なのではないかという点です。

なぜこれらの調査が選ばれているのかという点が正に有効性や必要性に関わってくるところだと思います。なぜこういう調査を選んでいて、この調査に意味があると考えた理由などについて、もし現状お分かりのところがあれば教えていただきたいと思えます。もし、何か必要性の高い調査をする判断基準みたいなものがあれば、その辺も是非記述に入れていただければと思いました。よろしくお願いいたします。

【栗谷取引調査室長】御指摘ありがとうございます。この施策、実態調査という名前で呼んでおりますが、実態把握するだけでは目標を達成できておりません。調査するに当たっては、問題がありそうなところを選定し、それに加えて、行政処分によらなくても、調査を行うことによってある程度の改善が図れるかどうか、そういうところも検討しながら選定してございます。

したがって、そういうところもアピールできるとよいとは思いますが、テーマの選定に対してどういう評価をするかにつきましては、今後の課題なのかなと考えてございます。以上でございます。

【小林委員】どうもありがとうございます。なかなか表にしにくいこともあるのかな

と理解いたしました。

【菱沼官房参事官】多田委員からお願いします。

【多田委員】多田でございます。ウェブサイトアクセスしてもらうためには、読む方への働きかけが重要かと思いますが、まずは調査報告書の存在を広く知ってもらうために、新聞ですとか、あるいは様々なマスコミでの報道が入口として大事なのかなと思いました。

既にやっておられるところもあるので、確認の質問になりますが、調査報告書を出すというタイミングで、例えば新聞記者とかマスコミの方を対象にした説明会といった、記事にさせていただく上で必要な説明はやっておられるのでしょうか。

【栗谷取引調査室長】報道の方法につきましては、資料を配布するだけではなくて、会見を設定いたしまして、説明を重ねるようにしております。それに加えて、報告書は御覧いただいて分かるとおり数十ページ、場合によっては100ページ以上の分量になりますので、それを数分の会見の場で御説明差し上げるのはなかなか難しいところもございます。ケースに応じて、その会見とは別の形で、記者向けの勉強会というのを設定してマスコミの方にしっかり御理解いただいて、それを広報につなげられるような工夫などを行っているところでございます。

【多田委員】ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】中村委員、お願いいたします。

【中村委員】それでは、私の方から3点ほど伺いたいと思います。

まず1点目は、「事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数」というところです。令和2年度は223件ということで、ここ数年の中ではかなり多いかなと思いました。その背景がどういうところにあるのかを御説明いただけるとよいかと思いました。つまり、二段下ぐらいの「講習会、講師派遣等の実施回数」等について、今回コロナの影響で大分難しくなっているが故に代替的な手段として、頑張ったということなのか、それとも、例えば、スタートアップに関する調査ということで少し対象が広がるが故に、件数が多めになっているということなのか、それによって、数字の意味が違ってくると思いましたので、御説明いただければと思いました。

それから2点目、先ほどの小林委員の御質問にも関わるかもしれないのですが、こういった件数を指標として見せていただく場合に、テーマがたまたま、より広い関心を持つ場合と、そうではない場合というのがあるのだと思います。ただ、そうではな

い場合も公正取引委員会としては調べるべきテーマであると考えますと、単純に件数だけでどこまでのことが拾えるかなというのは疑問に思いました。多くて困ることはないと思いますけれども、公正取引委員会としてこんなに頑張っているということが周知されること自体に意味があると思います。ただ、先ほどのようなお話だと、例えば来年度、また違う調査をやると、もしかしたらスタートアップほどには注目されないの件数がかくっと減って見えたりすると、これは何なのかということになるのかなと思いました。

そこで、公正取引委員会として目指していたことがうまく伝えられているかどうかというのを測るような工夫があってもよいのではないかと思いました。何がよいのかというのは、よく私も分からないので完全に思い付きですけれども、例えば、講習会等の説明の場があるということであれば、そこでアンケートを取って、押さえてほしい点が伝わったかを確認するとか、そんなやり方もあるのではないかと思いました。それがどこまでいいのかわからないですけれども、単純に件数だけではなく、公正取引委員会の意図が直接的に伝わったということをより直接的に測れるようなものが何かあった方が、今後、評価をするときにいいのかなと思いました。

3点目は、3ページの表2の(注3)についてなんですが、報道量の計測として、(注3)を読む限り大分アナログな手法でやられたのかなとお見受けしました。例えば、新聞記事のデータベースでは記事のテキスト検索は簡単にできて、文字数などもカウントできますので、報道量を計測するというのであれば、そちらの方が楽なのかなと思いました。急に指標が変わってしまうのも連続性の問題があるので、一長一短あるとは思いますが、テキスト化されているものをデジタルで保存して、それを一個のデータベースとして持っておくと、いろいろな分析に使えらると思います。例えば、新聞記事において、どういうことと結び付けて、公正取引委員会の報告書を取り上げているのかとか、そういったことが測れるようになってくると思います。公正取引委員会として、そういった分析も意味があると考えるのであれば、報道量の計測もこういう指標を作るためだけの作業ではなくなってくるのではないかと思います。報道量の計測の仕方について、どういう形でやるのがよいかという点について、もし何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

以上、3点になります。よろしく願いいたします。

【栗谷取引調査室長】ありがとうございます。



御指摘の1点目、昨年度の報告書送付件数が増えた背景でございますけれども、これは中村委員の御想像のとおりでございます。スタートアップの調査というのは特定の業界に対して行った調査ではなく、関係者が広く、非常に多かったという背景がございます。送付件数が多くなりました。それに加えて、そのときの状況で、講習会をなかなか行いづらいということもございましたので、報告書の送付に力を入れたということでございます。

2点目は、件数だけでよいのか、件数以外に指標はないのかという御指摘でございました。これは、確かにテーマによっては、その業界において意義があってもアクセス件数等が下がってしまうということは、十分にあり得ると思います。そういった場合にきちんと我々が伝えたい人に伝わったのかということの評価するというのは非常に重要だと思っております。

講習会に関しましては、ほとんどが当委員会の主催ではなく、経済団体等が主催してくださっています。そこに参加させていただくというやり方ですので、やり方を決めるのは主催者ということになるわけでございますけれども、講師側の要望として、ちゃんと伝わったかどうかを確認するようなアンケートの結果を提供してもらえないかどうか、個別に相談するような形で今後やっていきたいと思っております。

3点目の報道量の集計に関して、これは非常にアナログなやり方でやっているわけでございますけれども、過去からそのような集計を行っていたということで、一貫性を保つというところを優先して、現在のやり方でやっております。中村委員からの御指摘を踏まえて、それ以外にベターなやり方はないのかというところは考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

【菱沼官房参事官】それでは、よろしいでしょうか。それでは、「取引慣行等の実態把握・改善のための提言」については、これで終了とさせていただきます。担当者の方、入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

お待たせいたしました。それでは、本日最後のテーマになります「海外の競争当局等との連携の推進」について、担当課室、国際課から説明いたします。

〔資料3-1標準様式「海外の競争当局等との連携の推進」及び資料3-2実績評価資料（案）「海外の競争当局等との連携の推進」を説明〕

【菱沼官房参事官】それでは、ただいまの説明に関しまして政策評価委員の方から御質問あるいはコメントがございましたらお願いします。

では、多田委員お願いいたします。

【多田委員】1点簡単な質問です。御説明いただいた9ページの英文ページのアクセス数ですが、令和元年度と2年度のを比べますと、英文プレスリリースのアクセス件数が2倍ぐらいになっているかと思えます。これはいろいろと内容的に工夫をして、その結果、海外からの関心が増えた、というような理解でよろしいでしょうか。

【稲熊国際課長】ありがとうございます。今手元にはどういったものというもの、細かなデータは無いのですが、法改正などの重要なものがございました。そういったものも含めてアクセスが増えているのではないかと考えております。

【菱沼官房参事官】ほかの委員の方、いかがでしょうか。

【池谷委員】会計士の池谷です。

前回の政策評価の際、相手国のニーズに合わせた取組について、アンケートを取ったらいかがですかという話をしたのですが、着実にやっていただきまして非常に良い成果が出ているということに、大変良かったなと思っております。今後、次の段階として、より実践的な、模擬的なテーマで研修をお願いしたいというレベルに来るのだろうなと思っておりますけれども、今度、模擬的なテーマを扱うようになりましたら、是非また、アンケートで、こちらが意図したとおりの成果が出ているかということを検証していただきたいと思っております。

また、今回のコロナに関連して、オンラインでやったことについて、現在感じておられるメリット、デメリットがあると思っておりますが、それをコンパクトにまとめていただいて、来期に向けてこんなことを考えているということに記載していただくと有り難いかなと思っております。

大変素晴らしい成果だと思っております。ありがとうございます。

【稲熊国際課長】池谷委員、どうもありがとうございます。ニーズに応える形での研修については、相手からも非常に高く評価されているところでございます。

やはり、こういう問題意識を持つと、研修を開催するに当たって相手と非常にコミュニケーションを取るようになります。単なる希望を聞くだけではなくて、本当に良い研修にするために事前にやり取りも発生しますので、担当にとっては若干負担が増えてきますし、こちらも試行錯誤ではありますけれども、ニーズに合ったテーマで研修することは非常に意義があると考えております。

また、2点目として、次期評価への反映ということで、ウェブ方式でやったことの

メリット、デメリットということコンパクトにまとめて何か書くことができないかという御指摘いただきました。これにつきましても内部では検討しております。これは一般論とどうしても同じになってしまうのですが、この件数を見ていただいても分かるように、コンパクトな研修を機動的にたくさん開催できるということは、ウェブでやるメリットだなというふうに思っております。

他方で、どうしても、印象が薄くなるといいますか、どうしても集中しづらい面が出てくるかなと思います。これは担当者の主観的な部分もありますけれども、顔を見られないので、ウェブだと本当に分かっているのかどうかというところが分かりづらいというところがあるかなと思います。

私個人としては、両方の組合せで効果が最大化されるのではないかと考えています。

【菱沼官房参事官】続いて、南島委員からお願いできればと思います。

【南島委員】御説明ありがとうございました。口頭で御説明いただいたので、かなりいろいろよく分かりました。ありがとうございました。

疑問点が幾つかございまして、相当程度進展したということで結論を記載していただいております。今御説明いただいた3-2の実績評価書資料を拝見して、お話を伺っておりますと、なるほどなと思うところが多々ございました。ですが、それが資料3-1の実績評価書（標準様式）の方でうまく表現できているかという点、ここは指標の見直しも含めて工夫をする必要があるのかなと思いついて見ました。

御説明のとおりであるとする、もう少し御説明の内容が反映されるような形で指標の見直しをしていただくか、評価書の表現を工夫していただくということがあって、もいいのかなと思われました。

具体的に申し上げます。指標が幾つか掲げられておりますけれども、資料3-1の最初の指標として、「途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」があります。これは、実績値が非常に高い水準にありますので、恐らくこれがどんどん進展していくということはないだろうと思います。それよりも、機動性ですとか、ニーズに合った研修ができているかどうかということが必要だということで次の指標が出てきているのだろうと思いますけれども、こちらもかなり高い水準にあると思います。恐らく参加者の満足度を測定しているのだからこのような結果になっているのだと思っています。そして、これも相当程度進展するという話にはならないと思います。

そうすると、せっかくの努力をうまく表現する指標は別にあるのではないかと思います。これが、資料3-1の冒頭二つの指標についてです。

それから、その下の「公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数」ですけれども、これは相当程度進展がありましたということですが、数字の上で見ただけではちょっとよく分からないので、説明が必要になるのかなと思います。

それから、最後の「二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国の競争当局等への技術支援の実施状況及び我が国の競争政策の状況の海外への周知状況」という、最後の指標ですけれども、「別紙のとおり」と書かれていて別紙が掲載されている。この別紙の方を見ていくと顕著に大きく変わっているのはウェブサイト、英文トップページへのアクセス件数ですとかプレスリリースのアクセス件数になります。これは令和2年度の法改正が関係しているのではないかと御説明がありました。ということと言いますと、公正取引委員会自身の努力というよりも外部要因が大きいということになろうかと思います。アクセス件数が多いことは重要ではありますが、ここをどういうふうに評価として組み込むのか、公正取引委員会のせっかくの努力がどう表現されるとよいのかというの、ちょっと立ち止まって考えてもいいのかなと思っております。

最後に、その下の補足説明です。目標達成度合いの測定結果から始まって、施策の分析、次期目標への反映の方向性ですけれども、補足説明は恐らくここにしっかりと書かないといけないのではないかと思います。課題をしっかりと書いていただいているのは、これはこれでいいことだと思いますけれども、PRがやはり弱いのかなと思います。

PRをもう少し書いていただくと、この一枚の中で、実績評価書（標準様式）の中で、なるほど、そういうふうにして成果が出ているのだなということがもう少し分かるような気がしますので、技術的なところもPRを書き加えていただいた方がよいのではないかと思います。総じて、実績評価書資料と口頭での説明の内容が実績評価書（標準様式）の方に反映されているかどうかという観点でのコメントでございます。

以上でございます。

【稲熊国際課長】御指摘ありがとうございます。

本来であればその三つの資料はリンクしないといけないというものでございますが、

どうしても様式に引っ張られるところがありまして、同じような水準が続いている、例えばホームページの掲載件数についてはある程度の水準を維持している、「相当程度進展あり」というような評価をしているという部分があるのかなと思います。

また、補足説明のところでもっとPRしないと分かりにくいだろうという御指摘については、正にそのとおりだと思いますので、今回の実績評価書に反映できるかどうかは分かりませんが、今、先生から御指摘いただいたようなことを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

【菱沼官房参事官】続いて、小林委員からお願いできますでしょうか。

【小林委員】どうもありがとうございます。一つ質問と、二つコメントです。

1点目は実績評価書資料6ページ目の表2のところ、有効であったという回答が直近で低い理由は接続状態の悪さが原因だったという御説明がありましたけれども、念のための確認ですが、先方の接続状態が悪かったという理解でいいのでしょうか。もし、そうであれば、誤解が生じないようにきちんと注を書いておいた方がよいのかなと思いました。

2点目は、最初の施策で申し上げたところとも関連しますし、既に御質問への受け答えの中でも回答いただいたと思うのですが、やはりこのオンラインと対面を上手に組み合わせていくということが大事かなと思いますので、せっかく、令和2年度分についてはオンラインの講習のアンケートが取れているので、違いの分析を行って、どういうところに差が出てきているのかが見えてくると、先ほどのベストミックスをもう少し検討できるのかなと思いました。

3点目は、9ページ目の表の6で、「海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数」が令和2年度は減ってしまったという説明がありました。これはもともと対面想定だったので、やむを得ず中止になってしまったということですが、非常にもったいないなという気がしています。現在、変異株がはやっているという話がある中で、両方というかオンラインも含めて開催する準備をしていただくのが効果的なのかなと思いました。以上、3点申し上げました。よろしく願いいたします。

【稲熊国際課長】ありがとうございます。まず、アンケートの回答で、令和2年度のウェブの研修について満足度が低いと回答したものが若干見られ、それにつきまして、私の方で接続状態がその理由の一つではないかということをお知らせしました。そこは、実は悪い評価をしている人の理由として記載されていたのではなくて、そのほかの人

の回答を見ると、接続状態が余り良くなかったと書いている方がいたということでございました。そのため、記載できるほどの分析ができるかどうか分からないというところはございます。また、接続状態について、公正取引委員会が悪かったのか、相手国が悪かったのかということについては、正直よく分かりません。

それから、2点目の令和2年度はウェブで研修をしたということで、そのアンケートをよく見て、満足だった点、不満足だった点というのを見ていく必要があるという御指摘につきましては、毎回担当がよくチェックをしており、それを踏まえて進めているところでございますので、引き続きしっかりやっていきたいと思っております。

御指摘の3点目のセミナーへ出席できなかったのはもったいなかったという御指摘でございますが、これは私の説明がちょっと舌足らずだったのかなと思っておりますが、去年の状況を申し上げますと、例えばセミナーにつきましては、最後の最後までインパーソンで開催しようということで主催者側がぎりぎりまで引っ張って、結局中止になってしまったものも多い状況でございました。その反省か、最近では、もう計画の初めからインパーソンとウェブの両にらみで準備が進められておまして、結局ウェブになることが多いのですが、そういうものにつきましては対応できていると考えております。

【菱沼官房参事官】中村委員から意見等を頂ければと思います。

【中村委員】それでは、私の方から2点ほどコメントさせていただきます。

一つ目は、実績評価書資料2ページの表1の「各競争法・政策研修の実施状況」を見ていて、例年ですと1週間とか10日間ぐらいの、割と長期間やっているものが、今回は数日とか1日だけになっているということが多くなっているなと思えました。ウェブ研修だからということだと思えるのですけれども、もう一歩補足していただければと思うのが、それによってどういうことは研修で伝えられて、従来やれていた何ができなくなっていて、こういう日数の違いになっているのかという点です。この辺りについて、もう少し補足を伺えると、ウェブの研修では何ができて、どんな効果があったのかという話ともつなげやすくなると思いますので、その辺りの情報がもし何かありましたら御紹介いただければと思います。当然、現地でやるということになると、せっかくだから、ある程度日数を取りたいということもあるでしょうし、それに伴って研修以外の場面でのいろいろな交流といいますか、ディスカッションとか、そういったものが本来あったのかなと思います。それができなくなっているということは推

測しますけれども、研修の効果が薄まっているんじゃないかとか、もしウェブだけで補完しようとするとなんか手があるかみたいな、そういう話があるとよいのかなと思いました。

もう一点は、最後の方で触れられていたプレスリリースについての指標の変更ということです。資料の21ページでおっしゃっている点は非常にもっともだと思いますし、それ自体は特に異論はないのですが、そのように変えるのだとすると、事前にどういう基準で分母を選んでいるのかというのをどこかに書いておいた方が、客観的に評価しているということが分かると思いますので、念のためコメントさせていただきたいと思います。

以上、2点となります。

【稲熊国際課長】御指摘ありがとうございます。

まず、1点目の研修においてウェブでどういうメリットがあり、デメリットというかが足りなくなったのかという点でございますけれども、委員御指摘のとおりでございます。今まで1日でやっていたセミナーを3日間に分散して開催するといったようなことも多いのではないかと思うのですが、やはり1日、ウェブというのはなかなか集中もできませんので、どうしても細切れになるということがございます。そうすると、どういう部分が足りなくなってくるかというと、ディスカッションです。今までだったら講師と受ける側のディスカッションもそうですし、受ける側のみんなでディスカッションをするような場というものがありませんでしたけれども、そういったものをする時間が取れないというところがあります。時間が取れないというよりも、それを効果的にやる方法が、まだ我々も慣れておらず、よく分からないというところがございます。これからもウェブ研修というものは続くと思いますので、ウェブ研修をよりよくしていくという視点を持ち、検討していくことが非常に重要だと考えております。

また、指標をプレスリリースの割合に変更するという点に関して、「分母」が重要だということと、また、それを客観的に表に出すということが重要だという御指摘を頂きました。それらにつきましては、私どもも重要であると考えており、「分母」についてはもちろん外にお示しした上で客観性を保っていきたいと考えております。

【菱沼官房参事官】このほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これで「海外の競争当局等との連携の推進」に

については終了とさせていただきます。国際課におかれましては退室いただいて結構でございます。

委員の皆様方、本日はどうもありがとうございました。議事の方は以上でございますけれども、議事の最後ということで、改めまして官房政策立案総括審議官の藤本から一言挨拶がございます。

【藤本政策立案総括審議官】本日は大変充実した時間を過ごすことができました。本当にありがとうございました。

この政策評価は、我々、日常の忙しい仕事に追われながら、一回どこかで立ち止まって自分たちのことを振り返る、この機会を与えるという意味で非常に意義のあるプロセスだと考えております。また、その見直しのプロセスを行う中で次にどう改善していくのかというところに重点を置いて評価をしていく必要があると考えております。

今日は、多々コメントを頂きましたけれども、正にデータの取り方であったり、その分析の仕方、あるいはそれをどうやって評価していくのか、更に一歩進んで、今後、その施策をどう進めていくのか、こういったことについてたくさんの示唆を頂いたかなと思っております。頂いたコメントを有効に活用して今後とも進めていきたいと思っております。

本日は、本当にどうもありがとうございました。

【菱沼官房参事官】それでは、これで令和3年度公正取引委員会政策評価委員会を閉会とさせていただきます。本日の議事録につきましては、政策評価委員の皆様にご確認をいただいた上で、ホームページ上で公開したいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。適宜御退出いただければと思います。どうもありがとうございます。

以上